

北マリアナ諸島自治連邦区

1. サマリー

個人情報の保護に関する制度の有無	北マリアナ諸島はアメリカ合衆国のコモンウェルス（自治連邦区）であるため、米国連邦法及び北マリアナ諸島固有の法令が適用され得る。 ■ 米国連邦法 - 個人情報保護委員会が公表しているアメリカ合衆国（連邦）に関する情報提供文書 ¹ 参照。 ■ 北マリアナ諸島固有の法令 - 包括的な法令としても、個別の分野に適用される法令としても存在しない。
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	EU の十分性認定：なし APEC の CBPR システム：アメリカ合衆国は 2012 年 7 月 25 日参加
OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利	APEC の CBPR システム参加エコノミーである場合、民間部門については外国にある第三者に対する個人データの提供に伴うリスクについての本人の予測可能性は一定程度担保されると考えられるため、本項目に係る情報提供は必ずしも行う必要がない。また、北マリアナ諸島には、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利が存在するような固有の個人情報の保護に関する法制度は存在しない。
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの -

¹ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf

	<ul style="list-style-type: none">■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの—
--	--

(令和4年3月31日更新)